

「北海道震災建築物応急危険度判定連絡体制」について

【用語の定義】

北海道：「北海道建設部住宅局建築指導課」をいう。

連絡協議会：「北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会」をいう。

地区協議会：「北海道震災建築物応急危険度判定支庁地区協法会」をいう。

全国協議会：「全国被災建築物応急危険度判定協議会」をいう。<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

1 判定活動参加要請元

北海道

2 本部事務局への参加要請

道内・道外での判定活動への参加要請について、次の手順で行なわれる。

北海道 連絡協議会 建築士会

3 本部から支部への参加要請

道内と道外での判定活動への参加要請については若干異なる。

これは、道内での判定活動は、北海道地域防災計画に基づき行なわれるためである。

また、道外での判定活動は、全国協議会からの要請（会員である北海道への要請）に基づき行なわれるためである。

(1) 道内での判定活動の場合

被災を受けた市町村がある支庁管内の支部を除いて参加要請を行なう。

(2) 道外での判定活動の場合

全ての支部に対して参加要請を行なう。

4 支部事務局への参加要請

次の手順で行なわれる。

(1) 道内での判定活動の場合

被災を受けた市町村がある支庁管内の支部

支庁地区協議会 建築士会支部

に該当しない支部

本部事務局（まちづくり委員会） 建築士会支部

(2) 道外での判定活動の場合

本部事務局（まちづくり委員会） 建築士会支部

5 会員への参加要請

次の手順で行なわれる。

(1) 道内での判定活動の場合

被災を受けた市町村内の会員

被災を受けた市町村 建築士会会員

に該当しない会員

所属支部事務局 建築士会会員

(2) 道外での判定活動の場合

所属支部事務局 建築士会会員

6 参加の費用弁償

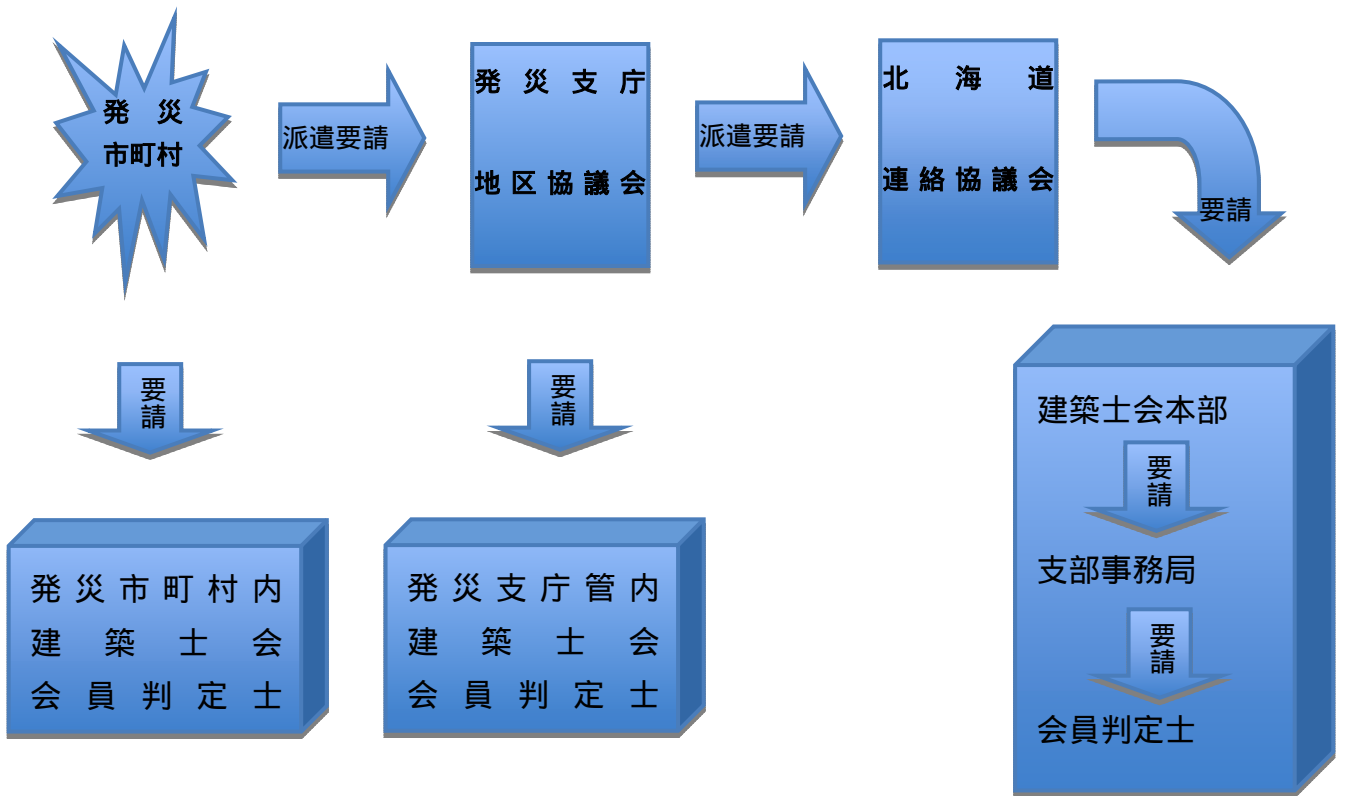
ボランティアであるため、全て自己支弁が原則である。

【例外】

傷害保険：一般のボランティアと異なり、被災地の自治体が費用負担をすることとなっている。

補償の内容：傷害補償（死亡時、入院時、通院時）および施設賠償解（対人、対物）

道内で発生した地震による要請模式図



道外で発生した地震による要請模式図

